

茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

第 1 回 議 事 要 旨

公開 (一部非公開)

開 催 日 時	16時30分 令 和 7 年 12 月 23 日 ~ 19時05分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 2 人	定員 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定員 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定員 3 人
主 要 議 題	(1) 専門部会の部会長、同代理の選出について (2) 専門部会の運営規程について (3) 最低賃金に関する基礎調査結果について (4) 専門部会の日程調整について (5) 金額審議 (6) その他		
議 事 要 旨			

○主な審議事項

(1) 専門部会の部会長と同代理を選出した。

(2) 専門部会運営規程(案)を了承した。

(3) 事務局から賃金実態調査結果等資料の説明を行った。

(4) 専門部会の日程調整を行った。

第2回 令和8年1月5日(月) 15:00~ 金額審議

第3回 令和8年1月7日(水) 16:00~ 金額審議

第10回 本審 令和8年1月16日(金) 16:00~ 各専門部会からの報告

(5) 金額審議を行った。(現行: 1,055円)

【第1次提示額】 労側: 1,108円 (現行1,055円より 53円 引上げ)

使側: 1,087円 (現行1,055円より 32円 引上げ)

【第2次提示額】 労側: 1,107円 (現行1,055円より 52円 引上げ)

使側: 1,095円 (現行1,055円より 40円 引上げ)

【第3次提示額】 労側: 1,106円 (現行1,055円より 51円 引上げ)

使側: 1,100円 (現行1,055円より 45円 引上げ)

第3次金額提示を行い、さらに公労、公使による協議を行ったが、意見の一致には至らなかった。このため、公益見解として50円引上げの時間額1,105円を提示し、採決したところ全会一致となった。

以上により最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、答申となった。

(6) その他

茨城県機械器具製造業等における特定最低賃金専門部会の廃止について了承された。

事務局から今後の改正等の日程について説明が行われた。